

1. 件名：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所3号機の非常用ディーゼル発電機（A）
過給機の点検結果報告について

2. 日時：令和4年12月22日 14時00分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官、松宮原子力運転検査官補

中部電力株式会社（以下「中電」という。）

東京支社 原子炉グループ 副長

5. 要旨

中部電力から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）（B）過給機軸固着事象に関連し、浜岡原子力発電所3号機D/G（A）過給機の点検を実施したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

○3号機D/G（A）の過給機タービンブレードのレーシングワイヤ孔について、点検フローの第一判定である設計上の最大位置ずれ寸法以内であることを確認した。

○点検結果から、異常は認められなかったことから、タービンブレードを継続使用可能と判断した。

○点検未実施である3号機D/G（H）及び4号機D/G（H）は、長期停止期間において保管対策系統であるため、プラント再稼働前までに点検する計画である。

原子力規制庁から中部電力に対し、今後点検予定のD/Gについて引き続き点検結果を報告するよう伝えた。

6. 提出資料

- ・浜岡原子力発電所3号機 非常用ディーゼル発電機（A）過給機の点検結果報告について

以上